

令和 7 年度 介護保険施設等集団指導用資料 〔全サービス対象〕

秋田県健康福祉部福祉政策課

【はじめに】

日頃から、介護保険行政の推進についてご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和7年度の介護保険施設等集団指導は、次の内容について、各施設等において研修等を実施していただくよう、県のホームページに資料を掲載する形態とします。

不明な点等ありましたら、所定の様式により、県福祉政策課監査チームにお問合せください。

《掲載内容》

- 介護保険事業所の指導、監査の概要
- 令和7年度介護保険施設等の運営指導、監査について
- 介護保険に関する質問について
- 業務管理体制の整備について
- お知らせ

介護保険事業所の指導、 監査の概要

〔施設サービス、居宅サービス対象〕

介護保険事業所の指導、監査の概要

1. 指導の概要

(1) 集団指導

(2) 運営指導

(3) 監査

2. 運営指導における確認事項の例

3. 監査の対象

4. 行政処分について

(1) 行政処分の概要

(2) 行政処分の要件

(3) 注意点

1 指導の概要

1 指導の概要

利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス事業者等に対し、関係法令に基づく介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知し、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

(1) 集団指導

毎年度、県において事業者等を選定し、計画的に実施する。指導は、運営基準、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

1 指導の概要

(2) 運営指導

毎年度、県において事業者等を選定し、計画的に実施する。指導は、事業者等から事前又は当日に提出若しくは閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該サービス事業者等の管理者及び従業者等から事情聴取を行うことにより実施する。

(3) 監査

居宅サービス事業者等のサービス内容について、指定等基準違反、介護報酬の請求に係る不正又は著しい不当がある場合若しくはその疑いがある場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

2 運営指導における確認事項

2 運営指導における確認事項の例

- [1] 人員基準に定める職員の資格及び員数の充足
- [2] 居宅サービス計画に基づくサービス提供
- [3] サービス提供に関する内容及び手続の丁寧な説明並びに同意の確認、
重要事項説明書の交付
- [4] サービス提供記録の適切な整備
- [5] 苦情若しくは事故に対する適切な対応
- [6] 介護報酬の適正な請求（加算・減算を含む）
- [7] 虐待防止、身体拘束廃止に向けた積極的な取り組み
- [8] 非常災害等への適切な対応
- [9] 感染症等への適切な対応 など

3 監査の対象

3 監査の対象

- [1]利用者等に対する**虐待**の実施又はその疑いがあるとき。
- [2]指定等の**基準への重大な違反**又はその疑いがあるとき。
- [3]**サービスの内容に関する不正**又は**著しい不当**がある若しくはその疑いがあるとき。
- [4]**介護報酬の請求に関する不正**又は**著しい不当**がある若しくはその疑いがあるとき。
- [5]**不正の手段により指定**又は**許可**を受けたこと若しくはその疑いがあるとき。
- [6]度重なる運営指導を行ったにもかかわらず、**改善がみられない**とき。
- [7]正当な理由がなく**運営指導を拒否**したとき。
- [8]運営指導では事実確認が困難であると知事が認めたとき。

4 行政処分について

4 行政処分について

(1) 行政処分の概要

介護保険法第77条

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。（各号の条文は省略）

【介護保険法における処分規定（県）】

- 第77条 ……指定居宅サービス事業者
- 第92条 ……指定介護老人福祉施設
- 第104条 ……介護老人保健施設
- 第114条の6 ……介護医療院
- 第115条の9 ……指定介護予防サービス事業者

4 行政処分について

(1) 行政処分の概要

指定(許可)取消

- ・効力発生日から指定(許可)の効力を失う。

指定(許可)効力の全部又は一部停止

[全部停止]

- ・効力発生日から一定期間、指定(許可)の効力を失う。

[一部停止]

- ・効力発生日から一定期間、新規利用受入を停止する。
- ・効力発生日から一定期間、介護報酬の上限を設ける。

4 行政処分について

(1) 行政処分の概要

【留意事項】

連座制

- ・ 指定取消処分を受けた事業主体について、役員等の組織的な関与があったと認められた場合、処分の日から5年間、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所について指定更新がされない。

同一サービス類型：以下のサービスごとに分類される。

居宅介護サービス（特定施設除）	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス（居住系除）	地域密着型サービス（居住系）
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	居宅介護支援
介護予防サービス（特定施設除）	介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護除）	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防支援	（介護療養型医療施設）

4 行政処分について

(2) 行政処分の要件

1 指定(※)要件違反

○施設等が指定要件を満たさなくなったとき

○施設等が指定に付された条件を満たさなくなったとき

(※)介護老人保健施設では「許可」(以降同様)

2 指定基準違反

○施設等が、条例に定める人員基準を満たすことができなくなったとき

○施設等が、条例に定める設備基準又は運営基準に従って、適切なサービス運営をすることができなくなったとき

3 人格尊重・忠実義務違反

○施設等が、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法等に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない義務に違反したとき

4 行政処分について

(2) 行政処分の要件

4 不正請求

○施設等が、不正請求を行ったとき

5 虚偽報告

○施設等が、監査(※)において、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を拒否し、又は虚偽の報告をしたとき

(※) 県、市町村等の指定権者による介護保険法に基づく監査

6 検査忌避

○施設等又はその従業者が、監査における出頭に応じず、その質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はその検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(ただし、施設等の従業者がその行為をした場合で、その行為を防止するため、施設等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

4 行政処分について

(2) 行政処分の要件

7 虚偽申請

○施設等が、不正の手段により指定を受けたとき

8 法令違反

○施設等が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令若しくは処分に違反したとき

○施設等が、その介護サービス等に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき

○法人である申請主体である法人の役員等又は法人でない申請主体の管理者が、指定の取消し等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき

4 行政処分について

(3) 注意点

運営指導や監査の結果、誤った報酬請求や不正請求が確認された場合、過誤調整の指導や不正請求にかかる返還金及び加算金の徴収がなされることがあります。

報酬返還の種類	時効	加算金の有無
誤った報酬請求の訂正 (過誤調整)	5年 (地方自治法 第236条第1項)	無し
偽りその他不正の行為に よる給付の返還 (不正請求)	2年 (介護保険法 第200条第1項)	有り (40%)

要件を満たさずに報酬請求していた事態が認められた場合、多額の報酬を返還しなければならない可能性があります。

日頃から基本報酬や各種加算減算の要件を確認し、請求要件を満たしていることを客観的に確認できる記録を残していただくようにお願いします。